

# 阪大分会ニュース

関西単一労働組合大阪大学分会  
大阪市淀川区十三東 3-16-12 TEL&FAX:06-6303-0449  
http://handaibunkai.xxxxxxxx.jp/  
E-mail:handaibunkai@yahoo.co.jp

あらゆる相談受付中！！

正規・非常勤・派遣・委託など1人でも  
入れる組合です

## 長期非常勤職員が関単労に加入！



- 「当分の間」撤廃と特例職員制度導入の強行に  
抗議して闘いを開始した！ -

9月16日、大阪府労働委員会の第2回審問において、加藤分会長は「当分の間」撤廃問題における阪大の不誠実団交と団交拒否、組合間差別の不当労働行為について証言しました。

この証言のなかで、加藤分会長は、「当分の間」撤廃問題に利害関係をもつ組合員が存在することを明らかにしました。

審問終了後、組合は山本課長補佐にその長期非常勤職員の名前と所属を明らかにした「通知書」と、彼女に対していやがらせや組合脱退工作などの不当労働行為を行わないこと、および改めて「当分の間」撤廃問題に関する団体交渉を行うことを求める「要求書」を提出しました。

山本課長補佐は「いやがらせなんかしませんよ」と言いつつ、「団交については改めて返事させてもらいます」と答えました。阪大は、私たちの組合に長期非常勤職員が存在することを知って、かなりあわてていました。

なぜなら、阪大は『お知らせ』について、利害関係をもつ長期非常勤職員の組合員の存在が明らかでないことを理由にして、私たちとの団交を拒否してきました。その根拠が崩れ去ったからです。

大多数の長期非常勤職員は、「今の職場で働きたい！」と切実に願っています。大学は2015年解雇と特例職員制度を決まったものとするのではなく、一から「お知らせ」について、交渉するべきです。

今の職場で働きたい!!

私は特例職員採用試験を受けません。いえ、受けることができません。常勤とほぼ同じ扱いでというのは魅力的です。けれど、司書として採用されて8年以上働いてきたのです。司書（とそれに付随する）以外の業務ができるのでしょうか。私は司書として働きたいのです。そんな私に“適所”はあるのでしょうか？

今、職場ではリーダー的な業務もこなしています。そもそも8年以上働いているのです。今の業務に“適性”があると言ってよいと思います。それを試験で選別するなんてあまりにひどい話ではありませんか？

適性のある今の職場で働きたい、と思うのは贅沢なのでしょうか。(I)



### 府労委闘争に結集を

第3回（双方への反対尋問）

10月19日(水) 午後1時~3時

エルおおさか 大阪府労働委員会9F  
(地下鉄天満橋駅下車)



## 阪大分会 HP 開設にあたって

<http://handaibunkai.xxxxxxxx.jp/index.html>

この度、パソコンが苦手な分会長に代わって、力強い協力者がホームページを開設してくれました。その協力者 N さんからのメッセージをいただきました。

こんにちは。私はある大学で働く教員 (N.N.) です。以前、大阪大学で働いていました。そこで加藤さん達と一緒に、「大学をどうするか！共に考える全学大討論会」を開催し、大学の非常勤教職員問題について考えてきました。

この度、関西単一労組・大阪大学分会のホームページを開設したのでお知らせをします。このホームページでは、分会ニュースを中心に、闘争の経過等を報告していきます。

今、役所、大学や図書館など、公共性の高いサービスを担う機関で、非正規雇用者の割合がどんどん増えていっています。そして、非正規雇用で働く人々は低い賃金で働いているだけではなく、その多くが、1年や半年などの短い契約期間で、雇用に期限を付けられて働いています。期限が来れば職を失うだけでなく、何かあれば「契約満了」として解雇されます。職を失う可能性とともに、働いているわけです。

それなのに、今、政府では、公務員の人件費削減案が議論されています。大学も同じです。国立大学への運営費交付金の減額のなかで、経費削減が叫ばれ、人件費にしろ寄せが来ています。そのなかで、雇用の調整弁にされ、何かあれば真っ先に解雇されるのは、非正規雇用者です。

ただ、大学は、独自に雇用制度を作り、業務を円滑に遂行させるために、人材をマネジメントする権限があります。その点、人件費の総額としては削減圧力があるけれど、簡単に職員を解雇しないように、働いている人をできるだけ守るような制度を作ることも、可能なはずですが。しかし、大阪大学はその反対の道を進んでいます。大学は、非正規雇用の処遇について、法人化以後の「当分の間」の規定と、その後、規定の一方的破棄の宣言（長期非常勤職員

に対してのいきなりの雇用期限の設定)、特例職員制度の創出と、働く人の生活を無視した措置をとり続けています。それは、長い間、同じ職場で働いてきた人を排除し、大学の業務の円滑な遂行に支障をきたすような方向だと思います。

私はこのような現状のなかで、働く人が自らの雇用条件に関心を持ち、雇用期限の問題に対して、声を上げることが大事だと思います。

前に驚いたことがあります。大学と一緒に働く非常勤職員 (任期付き)の方が、阪大分会のニュースをみて、「大学で働けるなんて恵まれているのに、この人たちは自分の権利ばかり主張している。贅沢だ」と言ったのです。大変驚きました。そして、そのような「声」も一方であるのだ、ということに気付きました。(その方は配偶者が働いており、そういう意味で「安定した」ポジションにいたわけですが)

皆さんも、それぞれに仕事に精を出し、プライドを持って働いておられるのだと思います。特に長期非常勤職員の方は、職場に長く勤めていて、職場のことをよくご存知で、長らく貢献されてきたのだと思います。大学は公共的なサービスを提供する場で、その意味で、「やりがい」があるのかもしれませんが。

しかしだからといって、自らの雇用条件が劣悪化されていく現状を黙って見ているべきかといえば、そのようなことは全くありません。大学で働いていても、図書館で働いていても、どこで働いていても、雇用されている限りは、みんな労働者なのです。労働者が自らの雇用条件に関心を持ち、非道な方法で解雇を突きつけてくる雇用主に対して闘うことは、当然です。

私は阪大分会の闘いについて、支援をします。その闘いが「正義」だと思っているからです。

## 非正規労働者の談話室

阪大の解雇攻撃に直面している短期および長期非常勤職員の人たちと相談会をもっています。ひとりで悩まず、どんなことでも相談にきてください。

日時 9月29日(木)

10月27日(木)

11月24日(木)

\* いずれも午後6時～9時

場所 豊中市立千里公民館第一会議室

(豊中市千里文化センターコラボ内)

アクセス 北大阪急行またはモノレール・千里中央駅下車